

沖縄県立中部病院

令和6年度医業未収金回収業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度医業未収金回収業務委託

2 業務委託の目的

本業務は、民間事業者のノウハウ及び実績を活用した円滑かつ効率的な債権回収を行い、個人医業未収金残高の縮減を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 委託対象債権

委託予定とする債権は、医業未収金のうち令和4年度までに発生したもので、債権件数及び総額については以下のとおりである。

債権名称	債務者数 (実人数)	債権数 (延べ件数)	対象金額
医業未収金	4,247名	9,397件	378,939,513円

なお、対象債権数・対象金額については令和6年3月末時点のものであり、協議のうえ増減することがある。

5 業務委託内容

委託する業務は、弁護士法第72条に抵触しない範囲で下記の業務を実施するものとする。

(1) 文書及び電話等による催告

受託者は、債務者、連帯保証人及び相続人（以下、「債務者等」という。）に対し、文書及び架電等により催告を行うこと。

(2) 相談対応

受託者は、(1)の催告により債務者等から支払方法の相談がある場合は、相談内容に応じた支払催告を行うこと。また、債務者等からの苦情に対しても対応すること。

(3) 集金代行

受託者は、受託者の指定する入金方法により債務者から債権を回収すること。

(4) 業務内容報告

① 月次報告

毎月末時点における以下の内容を記載した報告書を作成し、翌月10日までに委託者まで報告すること。

ア 全体の入金状況、手段別催促件数、完納件数

イ 債務者ごとの入金状況及び交渉経過（催促記録、入金履歴、相談記録、苦情記録）

ウ 債権の回収が明らかに不能と判断したときは、回収不能となった理由及びその挙証書類を添えて報告すること。（例 債務者等から破産手続開始決定の申

し出、債務者等から相続放棄の申し出等)

② 適時報告

以下の場合には都度報告すること。

ア 債務者等からの苦情に対応できない場合、受託者と債務者との間でトラブルが発生した場合は、経緯を記載した報告書を添えて報告すること。

イ 債務者等の居所が不明となった場合は、当院が居所調査を行うため報告すること。

ウ 債務者等の死亡が判明した場合は、当院が相続人調査を行うため報告すること。

6 集金代行による回収金の取扱い

(1) 前記5(3)による回収金について、毎月末日に締め、翌月10日までに委託者の指定する金融機関口座へ振り込むこと。なお、振込みに係る手数料は、受託者の負担とする。

(2) 受託者は、徴収又は収納された回収金の保管を安全に行うこと。

7 業務委託料

業務委託料は、完全成功報酬とし、その取扱いは次のとおりとする。

(1) 業務委託料は、毎月の債権回収金額に成功報酬の割合（以下、「成功報酬率」という。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。なお、債権回収金額に成功報酬率を乗じ得た額並びに消費税及び地方消費税相当額に1円未満の端数が生じた場合は、都度切り捨てるものとする。

(2) 成功報酬率には、本件業務に必要な設備、人員、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むものとする。

(3) 成功報酬率は、受託者が本件入札書に記載した率を以て確定する。

(4) 対象債権について、業務委託契約締結後に債務者が直接委託者に入金した場合においても、成功報酬の対象とする。

8 業務委託料の支払方法

委託者は、業務委託料請求書の受領後15日以内に受託者へ業務委託料を支払うものとする。

9 指定口座

(1) 甲の指定口座

銀行名： 琉球銀行 赤道支店..... 口座種別： 普通.....

口座番号： 006933.....

口座名義： 沖縄県立中部病院 企業出納員 新里 恵子.....

(2) 乙の指定口座

銀行名： 口座種別：

口座番号：

口座名義：

10 その他の留意事項

(1) 受託者は、本委託業務で知り得た内容について、個人情報保護に関する法律に基づき適切な管理を行い、業務委託期間及び業務委託期間終了後においても第三者

に漏らしてはならない。

- (2) 受託者は、本件業務に係る一切の文書を5年間保存し、委託者その他公的機関が行う検査がある場合に対応すること。